

橋下維新と大学問題

— 学問の自由を侵害する全体主義 —

京都大学大学院教授 藤井聡

橋下維新は、全体主義である。

全体主義を定義づける特徴が、全て明確に「橋下維新」に当てはまる

- ・思考停止(詭弁・ウソ)「二重行政」「都構想」の嘘「ラストチャンス詐欺」の無視
- ・似非科学 大阪市特別顧問による、都構想・二重行政正当化
- ・プロパガンダ チェンジ大阪
- ・俗情 東京へのコンプレックス、景気不況への不満
- ・テロル 批判者に対する弾圧、大阪市大廃止
- ・多数決至上主義 都構想住民投票(テロルと詭弁・ウソ・デマプロパガンダで多数派工作⇒邪説を政治的正当化)

大学は、全体主義(=ブラックデモクラシー)に抗う、
「最後の砦」である。

「学問は、欺瞞を暴くものです。私は、欺瞞によって人生を安易に送ったり、欺瞞をもって信仰の代用にしたり、あるいは欺瞞によって信仰そのものさえも認識された存在を保証するものに変えてしまうものなのです。私は、現実を知ることには耐えられないので、それを覆い隠そうとする傾向があるのですが、学問は、そのようにヴェールによって隠蔽してしまうことを排除するのです。学問は、無批判的な思惟を生み出しこれを無限の探求可能性の代わりにしてしまおうとする固定化を解消するのです。それは、全ての欺瞞的な安定を拒むのです。」

「学問はマジメさに起因し、マジメさを生み出すものです。……思惟する人間にとっては――とりわけ、研究者や哲学者にとっては――批判とは生きる条件なのです。――批判を避ける人は、本来的に知ることを欲していないのです」

カールヤスパース「大学の理念」より(抜粋)

橋下維新と大学問題－学問の自由を侵害する全体主義－

京都大学大学院教授 藤井聡

■ **学問とは** 学問の起源は、「ソフィスト」(詭弁家＝ウソツキ)との戦い。つまり、学問とは、「デマ」で政治が動かされる世の中で、**「真実」を見極め、それに基づいて「政を行う」ための営為。** (※ 洞窟の比喻・哲人統治の思想)

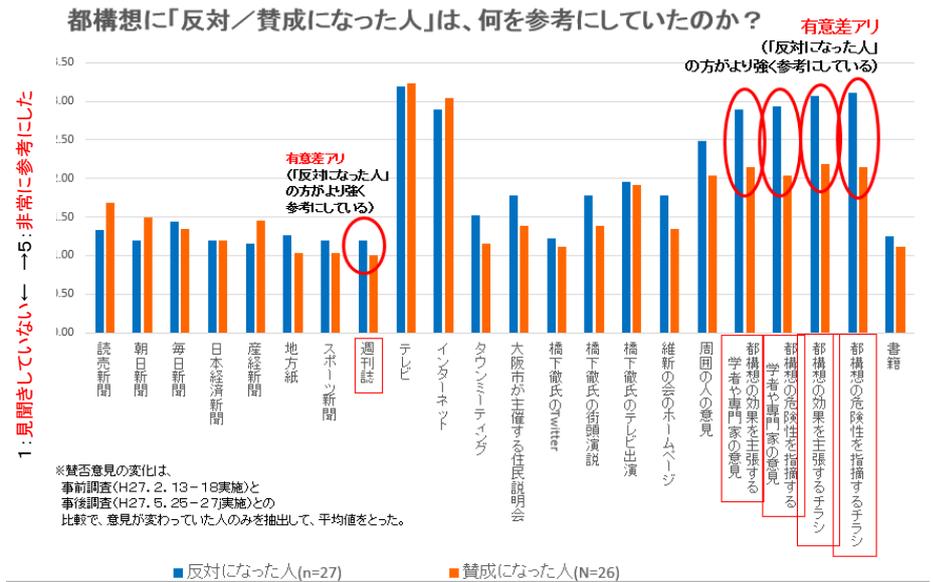
■ 「橋下維新＝詭弁家・うそつき（詐欺師）」説の豊富な根拠

- －都構想は「ラストチャンス」「ワンチャンス」 → 都構想を公約に
- －「政治家二度としない」→「復活するかも」と発言
- －「二重行政は数千億ある。都構想の全て」→「主たる関心事じゃない」
- －学者記者会見は「全部デマ」
- －住民説明会の数々の「詐欺パネル」 等

■ だから、橋下維新は学問におびえている

※ **詭弁化・うそツキ・詐欺師の最大の敵は「真実」**

※ 事実、都構想に「反対になった」人々は都構想の「真実」に触れた人々だった。⇒これは、詐欺師に引っかかりそうになった人々が、真実を語る人に触れ、目が覚めたことで、詐欺師の提案に乗らなくなった、という状況に等しい。



■ だから、橋下維新は「学者」「学問の府」を目の敵にし、徹底的に封殺・弾圧する。

※ これは、全体主義における極めてオーソドックスな展開。

(次ページ参照)

(橋下維新⇒京都大学への圧力文書)

京都大学総長
山極 壽一 様

「学問の府に対する政治権力者からの文書」であるが、極めて威圧的である点が特徴的（挨拶文なし、「肝に銘じていただきたい」「本文書到着後 10 日以内に文書による回答を求める」等）

貴大学は、その運営にあたり国民の税金を原資とする約530億円の交付金を受けて大学を運営している。

貴大学に所属する藤井教授は、現大阪市長、大阪維新の会代表、維新の党元共同代表の橋下徹について添付 DVD の通りの発言を公にしている。

大学教授が、政治を語り、政治家を厳しく批判し、論評することは、健全な民主主義の政治体制を維持する根幹であることは承知している。

しかし、添付 DVD のような藤井教授の発言は、批判や論評の範囲ではない。選挙を通じて有権者に選出され、大阪市民の代表となっている公選職、および政党の代表に対して、国民の税金で運営されている大学に所属する藤井教授の本件発言は不適切である。

この藤井教授の橋下徹に対する発言は批判、論評の範囲と考えるのか、国民の税金で研究活動を託される人物として適当なのか貴大学の考えを述べられたい。

貴大学が適切な回答をすることなく、また適切な判断の下にしかるべき対応をしない場合には、国会の場で本件問題を確認させて頂く。

貴大学は国民の税金で運営されていることを肝に銘じて頂きたい。

なお、本文書到着後 10 日以内に文書による回答を求める。

「範囲でない」「不適切である」と、根拠を示さな
いままに断定。

「脅迫」の一種
ともいえる圧力

平成27年2月6日

維新の党 幹事長 松野 頼久

維新の党 幹事長
松野 頼久 様

京大総長からの返信

平成27年2月9日に拝受いたしました平成27年2月6日付け書面につき、回答申し上げます。

上記書面で指摘されています本学所属の藤井聡教授の発言は、本学の職務行為として行われたものではなく、職務外に個人の表現活動として行われたものと理解しておりますので、本学としての見解を表明することは、差し控えたいと考えております。

平成27年2月18日
京都大学総長 山極 壽一

(総長からの返信に対する、橋下維新の反応)

- 「警告」通りに、国会で、下村文科大臣に、京都大学の藤井についての管理者責任を、長時間にわたり追及する。
- 直後の維新の党の党大会で、橋下氏は次のように宣言。

「勘違い」京都大学を「ライフワーク」として徹底的に「糺していく」

(最新の「言論弾圧」)

- 「大阪維新の会」が、「藤井の私信」を何らかの方法で入手（傍受?）。それを、「**無断で公表**」し（HPでのニュース公表）、藤井のTVでの発言機会を奪う**圧力**をかけている。
- 時を同じくして、**TV局は実際に藤井のTV出演の取りやめを決定**。

※その私信は「一見すれば、放送法に抵触している印象」を与える文面であるが、法律的には、全く放送法に抵触しているとは考えられない代物。つまり、法的違法性はほとんど見られないものの、社会的バッシングを惹起するには十分なものだった。放送法違反の可能性が低い以上、それを「狙った」言論弾圧行為という疑義が、極めて濃厚。

以上